

アンケート調査の回答・ヒアリング等から抽出した課題と求められる対応策（概要）

2012年7月9日
（一社）日本経済団体連合会

1. 災害廃棄物処理

	事業概要	課題	求められる対応策
1	<p>災害廃棄物処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に一次仮置されている災害廃棄物を二次仮置場へ搬入。 ・中間処理：重機や選別機械、人力によって再資源可能なもの、可燃物、安定品目等に選別 ・二次仮置場内に焼却炉を設置し 24 時間連続運転し焼却処理。 ・木くず、コンクリートがら、金属、津波堆積土は再利用先に搬出。焼却灰、資源化できない不燃混合ごみ等は最終処分場へ搬出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の東日本大震災その出来事が特別であるにも関わらず、災害廃棄物焼却炉建設にあたり、各種許可申請（書類内容、審査期間）にあたっては大半の特例が認められず建設着手までに時間を要した。 ・日ごろ廃棄物処理業に関わりの少ない自治体が発注者となっているため、同じ自治体内の案件であってもブロックや担当者によって対応が異なり、申請、建設、運営業務の遂行に支障がある。 ・災害廃棄物処理業務の受注社決定にあたり、審査基準が統一されていない。統一されていれば、発注までの審査時間が短くなり、延いては工期短縮につながる。 ・現行法・制度基準では、災害廃棄物の再利用に規制が多く、処理速度及び効率を上げることが困難。 ・現在、主灰・飛灰の処分先が明確でない。 ・放射能風評により、自治体間の協議が難航しており、広域処理（再利用及び最終処分）先への搬出がいつからできるのか不透明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物業務における各種行政手続きの迅速処理、関係機関の対応の統一化 ・災害廃棄物の再利用の促進 ・国で主灰・飛灰の処分先をいち早く明確化する。
2	<p>災害廃棄物破碎・選別等業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の破碎・選別等業務を遂行していく過程で、不燃系混合物の 20mm 以下の廃棄物（以下、復興資材）が高い割合で発生するが、その性状は土壌に近く盛土材や埋土材等多方面での活用が期待できる。しかし、以下の課題により、有効利用が殆ど進んでいない。 ・廃棄物として扱われる場合の廃棄物処理法上の課題 ・有害物質の含有の有無からの土壌汚染対策法上の課題 ・可燃物が含まれている場合の盛土材や埋土材等に適するかという技術上の課題 ・復興資材の発生源と使用先のマッチング等流通上の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興資材は今後の復興事業に有効な材料であり、出来るだけ活用していくという基本方針を確認し、事業主体（自治体など）が中心となり、学識経験者等を交えて、復興資材の取扱いに関するマニュアルを整備。
3	<p>災害廃棄物処理業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理によって発生するリサイクル材等、復興資材の活用用途が決まらず、2 箇月分程度、ストックすることになったが、その先が不透明。 ・現状、木片等の雑物混じりでは土砂としての再利用が出来ないため、処分するしかない。また、焼却飛灰も同じである。 ・最終処分場の容量（持込み場所）が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を有効資材として利用するための合意形成 ・被災地区の瓦礫の全国分散処理を速やかに進めていただきたい。国難は全国民が分け隔てなく引き受ける。これにより、被災地区のスピーディな復興が期待される。
4	<p>災害廃棄物処理業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理後の廃棄物の搬出先が思うように確保できない状況で、現地で破碎・選別処理を行っても搬出先がなく在庫となり、処理業務に支障が出てきている。 ・広域で災害廃棄物（放射能の基準は環境省が定めた基準を満たすもの）を移動させ、処理を円滑に行っていきたいが、受入側の各自治体は住民感情等で受入を反対されるケースが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強いリーダーシップで推進し、被災地以外の自治体の理解を得る努力を進め、安定的に搬出できる処理ルートを確保。 ・少しでも多くの中間処理後物の処理（焼却・埋立・再生）を円滑にかつ適正に処理を行うためには、期間限定の緊急措置として、被災地区内及び近隣地域での民間業者を活用することや、地域を限定した廃棄物処理施設の設置に関する様々な規制に関する規制（環境影響調査・建築基準法51条許可など）を特例的に一部緩和して新規施設の確保を促進させるなど、処理体制を早急に整備する必要。
5	<p>災害廃棄物のセメント資源化処理事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除塩処理した不燃性廃棄物は、セメント原料に10%程度活用可能であるから、廃棄物資源活用の為に環境省の補助金制度期間自体を延長するか、除塩をした災害廃棄物をセメント資材在庫として管理して、制度以降も長期間処理可能とすれば、災害廃棄物の処理は飛躍的に改善される。 ・課題は、除塩処理をした災害廃棄物を「廃棄物」と認識すれば廃掃法の制約で約3カ月以内に処理が必要。セメント資材と認識すれば、環境省は廃棄物処理補助金対象としないという点で議論が停滞。 ・現在の広域処理は、コストばかり掛り且つ処理可能な廃棄物は可燃性に限定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（2011年5月環境省）の柔軟性（処理フローが明確な災害廃棄物処理への期間延長等の優遇処置等の検討）等 ・当社の実験・調査では、国交省の基準となる土工材基準をクリア出来る事から、被災地を中心とした土工材の普及推進を進めれば、災害廃棄物の多くを占める不燃系廃棄物の処理が進められると共に復興への足がかりとなる。更に除塩した不燃系廃棄物に固化材等一部加工を施すことで、ニーズに応じた埋め土等の利用は広範囲になる。被災地域で災害廃棄物を活用した土工材推進を行政が推進すれば、地盤沈下等に見舞われた当地域での活用と思われる。 ・地域主導とする補助金制度の追加等によって、県が主体となり、除塩設備と土工資材化設備を構築する。土工資材に向かない部分はセメント資源化へ転換する。これらを組み合わせた災害廃棄物の統合的な処理システムを構築する。これにより広域処理による長距離輸送等に伴うコストの増大が抑制される。

	事業概要	課題	求められる対応策
6	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物のセメント資源化処理事業 ・土木建築構造物の復旧補修・補強工事および再興・再建工事へのセメントおよび関係建設資材製造販売 ・液状化対策へのセメント系資材による利用材料技術の提案 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体では災害廃棄物処理事業を各事業体に広域処理を含め発注している。本処理事業では事業体からの廃棄物処理の広域処理を含め再委託までは認められるが、再々委託となる業務は認められていない。 (例)セメントメーカーでの廃棄物処理は処理対象物により破砕など行い処理設備に応じた加工が必要となる場合があるが、事業体での災害廃棄物処理過程では対象物の分別や破砕が十分でないことが多い。このような場合、広域処理を受託するメーカーは分別や破砕作業を別途専門業者に委託することとなるが、この委託業務は事業体からすると再々委託となり災害廃棄物処理を行えない環境となって、結果広域処理ができないこととなる。 ・広域処理を受託する企業では、委託側自治体との距離や輸送方法や受入れる災害廃棄物の再加工処理の程度により輸送コストや加工処理費の増加負担が多くなる場合、受託を断念せざるを得ない場合がある。 ・広域処理では委託側および受託側自治体間の合意形成が前提であるが、災害廃棄物の放射能汚染問題において、委託側および受託側自治体間の汚染レベルおよびその処理方法の相違があり広域処理が進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理における再委託契約の特例処置の設定 災害廃棄物の処理を行う上でセメントメーカーの処理施設は様々であり、災害廃棄物の一次処理の分別状態や粉砕仕様もまちまちである。災害廃棄物の広域処理業務に特定し、再委託を受けたセメントメーカーによる保有する設備に応じた再分別をメーカー責任の元で専門業者に再選別や再粉砕の業務を再々委託できるような特例処置の設定 ・広域処理の処理事業および輸送費等の負担を軽減する政府補助 広域処理においては、当然安全確保、効率性、検査体制等が要求され、それらがすべて処理の経済性に大きく影響する。これらの負担は委託自治体や受託企業での事業負担となり、処理協力を断念せざるを得ない状態も想定される。これらの負担軽減をすべく、災害廃棄物輸送費や加工費の新たに政府補助の設定を希望。 ・政府主体による放射能汚染等に対する安全、安心への住民説明の実施（政府は放射能に対するクリアランスレベル等の基準を示すも、その安全、安心に対する処置方法等の具体的な住民説明は各自自治体や協力企業に依存している。放射能に関する専門部員は各自自治体にはほとんど配置されず皆無といった状態。政府が主体となって協力しようとする自治体や自治体住民への説明会を積極的に進めることが必要。）

2. まちづくり

	事業概要	課題	求められる対応策
1	復旧・復興工事全般	<ul style="list-style-type: none"> ・復興に向けたトータルとしての街づくりの具体的な計画、予算の確保による復旧・復興事業の速やかな推進 ・市町村をはじめとする自治体の発注業務を掌る技術職員の不足や、被災住民の高台移転などの利害調整など、復興に向けた事業がスムーズに進んでいない。 ・復旧工事の入札に際して、技術者・技能者の不足や、労賃などの上昇による実勢価格との乖離が発生したため、入札不調案件が急増し、復旧に向けた工事着工に遅れを生じている。入札不調とならなくとも平時の発注ロット、入札方式を採用していたため、手続き期間に時間を要するほか、技術者・技能者の確保が逼迫する事態が散見。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくりも含めたトータル的な復旧・復興計画の早期策定 ・平成23年度の4次にわたる補正予算及び平成24年度予算の迅速な執行 ・平成25年度以降の必要な予算の確保 ・復旧・復興工事に係わる円滑な施工の確保 ・全国的な資機材の調達や技能労働者等の動員を可能とする事業実施体制 ・入札手続きの簡素化、精算方式による発注、特命随意契約の積極的な活用 ・施工者の持つ技術力・マネジメント力を活用した発注 ・概算数量発注や詳細設計付発注等の活用 ・発注ロットの大型化 ・民間の技術力の活用（工事発注前の川上段階から施工ノウハウを活かす） ・適切な工期設定、柔軟な設計変更の実施等による円滑な施行の確保
2	給油設備の復旧・新設	<ul style="list-style-type: none"> ・被災SSの前面道路など、街づくり構想が明確にならないと、SSの復旧の方向性（現地にて復旧、移転、閉鎖）を決められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まち作り計画の早期確定。
3	津波で全壊した薬局の再建と営業	<ul style="list-style-type: none"> ・復興を目指す街の規模、居住地区・商業地区範囲が不明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村のビジョンの提示が必要。
4	各種地域協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省の復興施策・制度が、必ずしも市町村レベルの行政担当部署にまで十分周知されていない。 ・市町村の人員が圧倒的に不足し、事業構想を検討する余力はない。全国自治体から応援要員が派遣されているが、短期のため、中長期構想の検討が進まない。 ・土地区画整理事業や防災集団移転促進事業は、住民・地権者等の合意形成に時間を要するため、円滑に進まない。 ・市町村の財政面にとって、再生可能エネルギー、情報通信システム等の導入後の維持管理（費用・体制）負担が大きく、導入に慎重にならざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央行政機関との折衝、都市計画、企画構想等のための人員強化が必要。 ・住民に対して、分かりやすい説明・理解を深める工夫が必要。 ・固定資産税の軽減や低金利融資等の継続的な支援が必要。
5	漁村の高台移転支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後想定される課題のひとつとして、住宅の2重ローンを抱える住民の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興交付金等の活用による負担軽減措置の適用
6	区画整理事業および防災集団移転事業に係る地質調査、測量、基本設計、事業計画作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務工期は5月中旬に発注され事業認可採択予定の10月中旬までの約5ヶ月間の工期となる予定。この間に測量、地質調査、基本設計及び事業計画作成等に対応することになり、業務工期後半が非常に繁忙となることを懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可などの事業全体スケジュールに柔軟性をもたせ、予め厳しい事業工程となるプロセスは工程に猶予を持たせるなどの臨機な対応

	事業概要	課題	求められる対応策
7	被災自治体における区画整理事業や防災集団移転事業などの復興事業におけるCMを活用した復興まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の復興が望まれる中、従来の入札方式では速やかな業者選定ができない。 ・一般競争入札方式では、入札・契約当初から事業全体の設計・積算を行うことは困難であるため、予定価格を設定し価格で競争を行うことができない。 ・早期の事業着手が求められる中で、総合評価方式では、提案書の作成とその評価に膨大な時間とコストがかかってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間がCM業務を行うインセンティブの創出および契約方式の検討（評価方法・基準は、社会に対してのアカウンタビリティが担保されるもの）
8	コンパクトシティのインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被災自治体における職員のマンパワーの不足 ・震災自治体に所管の省庁の業務が多岐に渡り、業務が輻輳している。 ・区画整理、防集移転事業における住民の合意形成の長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のマンパワーをサポートする民間事業者を活用できる仕組みの構築 ・事業のスピードアップを図る為の発注方式の検討が必要（民間のノウハウを活用した性能発注、CM（コンストラクション、マネジメント）方式、設計施工一体発注などによる関連業務の効率化）
9	復興JV制度による建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の建設企業だけでは、計画通りに復興を果たすのが難しいと想定される為、今般の復興JV制度が作られたが、被災地外から技術者や作業員等を集めると必要になるのが宿舍の整備。しかしながら、今のところ地元自治体等で建設する動きがなく、宿舍の整備も進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の助成金の拡充 ・早期復興のためにも、発注者に宿舍施設の建設を求める。
10	復興計画工事全般	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興工事の本格化で作業員不足による労務費、及び資材逼迫による資材価格の高騰が想定される。 ・災害復旧工事は単年度予算のため、発注時期により工期設定が厳しいものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域により労務費、資材費の調達価格はまちまちであるため、実態を反映した積算で、適正な工事価格の設定 ・諸条件（協議、資機材調達、等）を加味した適正工期の設定および協議
11	土木建築構造物の復旧補修・補強工事および再興・再建工事へのセメントおよび関係建設資材製造販売 等	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画に基づく事業において、コンクリート関連資材の需給バランスの不整合（建設資材不足）から計画的な工事進捗の不安がある。建設資材のコンクリートは生コンによって製造供給されるが、その生コン数やコンクリートの生産能力の不足が課題であり、復興工事の遅滞を招くものと見られている。そのため、復興事業の土木建築工事では、復興事業の計画期間や完工期限の厳守を前提として、工事の進捗や工程管理上、また経済性も含め効率的にコンクリート工事を行うため工事現場で生コンを設置する検討がなされる場合があるが、コンクリート資材（骨材、生コン車等）不足や高騰から設置困難となり断念する場合がある。特に、建築工事では使用する生コンはJIS認定工場に限定され、新たにJIS認定取得には出荷実績6ヶ月等の確保が必要となることから断念する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興事業に伴うコンクリート資材輸送費等の政府補助 ・復興事業における生コン共同事業の設置 ・復興事業において、コンクリート供給が不足される地域、被災地内で複数復興事業が並行で行われ地域など、生コン共同事業の設置はコンクリートを供給する復興事業を特定してコンクリートの安定化供給を図ることも復興事業を計画的に実施するための方策のひとつであり、また、建築工事の建築基準法に関し、生コンJIS認定において復興事業を特定した出荷実績6ヶ月の緩和措置も有効な手段のひとつ。
12	震災関連の国、地方公共団体、民間からの建設工事に参加。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業協力業者の労務単価の高騰（前年比10～20%） ・建設業協力業者の労働者不足（鉄筋工、型枠工、内装工他） ・地元業者の工事参加優先により、中央業者の参加機会が少ない事による復興の遅れ、不調工事の多発 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事単価見通し期間を3ヶ月単位に短くする。 ・県外からの協力業者を被災地で使用する場合の交通費・宿泊費等を経費上積 ・施工実績、配置予定技術者の施工経験等工事事参加条件の緩和
13	復興道路建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工事を短期間で促進させるため、現場監督・現場作業員の確保及び資機材の調達が課題。 ・現行の入札参加要件の1つに、管内に建設業法上の本店または営業所があることとされているが、復興事業のスピード化を図る為には出来るだけ多くの事業者が参加させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単価スライド制の導入 ・事業者の採算性を確保すること及び品質確保を目的としない入札参加要件の撤廃
14	海岸堤防の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・資材（材料）不足・労働者不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材・労働者等の需給バランスを勘案した事業計画の立案 ・対象事業の優先順位を策定による事業の推進速度の向上
15	災害復興関連の労働者向け宿舍整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の資金手当が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興に対する国からの公的融資の整備（東日本大震災復興関連と認められる案件へ融資基準を緩和し、全額融資あるいは金利優遇を実施。）
16	公共分野における防災関連システムを設計・製造	<ul style="list-style-type: none"> ・防災システムに関する自治体の取組において市町村防災行政無線・消防無線デジタル化の更新、増強は1次、3次補正予算で大きく整備が拡張されたが、補助金申請が遅れ実質単年度（2012年度内）にて整備完了しなければならず防災・減災における実施設計の検討期間が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率や補助対象をこのままで5～6年を期限に継続希望。

	事業概要	課題	求められる対応策
17	空間放射線量のデータ管理	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金や環境省の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金、福島県民健康管理基金による除染事業対策交付金においては、現時点で放射線量管理や作業管理を効率的に行う ICT システムが対象となっておらず、自治体の担当者に大きな作業負担が生じている。 作業効率化や適切な情報提供のため、ICT の利用について自治体のニーズはあるものの、財政面での問題から利用するに至っていない。 自治体の体力の差（資金や担当者数）によって、除染事業の進捗状況や管理状態がまちまちである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の推進および現場の作業負担軽減の観点からみて、補助対象を計画策定や除染事業、モニタリングのみに限定することなく、効率的な除染事業推進に向けたICTシステムによる管理の仕組み等にも拡大するなど、自治体のニーズに合わせて柔軟に財政支援を行うことが重要。 除染事業が進んでいる自治体をモデルとし、ICTを活用した効率的な除染事業の推進仕組みを他の市町村へ展開することを国が支援することにより、除染の円滑な実施に資する。
18	放射性物質を吸着・含有した土壌・植物・焼却灰ならびに汚泥の減容化	除染ならびに減容化の技術については、国・自治体等による実証試験事業が実施されているが、確実な除染あるいは大幅な減容化が可能な技術は非常に少ない。	<ul style="list-style-type: none"> 産官学民が一体となった除染・減容化技術の研究及び開発体制の構築 放射能汚染物質の安定的な中間貯蔵方法ならびにその管理手法 最終処分施設の構造ならびに処分方法
19	放射能汚染地域向けの除染材料の販売	放射能汚染された土等の処分地・方法が確立されていない為、工事着手が大幅遅延。	汚染土の処分地の確保、保管方法の確立等の整備
20	除染物質中間保存用プレキャストコンクリート可搬 BOX の展開 (除染物質をより長期間使用でき、安全に移動可能な仮置き保管用として、耐久性があり、かつ放射能遮蔽効果の確実な、仕様を統一したプレキャストコンクリート製可搬 BOX の使用)	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「除染関係ガイドライン」においては、基本的にバッグで地中埋設、又は、距離的に隔離する方法となっており、今回の方法は、より安全かつより加速できる方法と考えられるが、補助金の対象外となっており、自治体としての採用が困難な状況。 除染物質の仮置き場の場所選定や、そこでの運用について地元住民の合意形成が難しく、自治体サイドでは除染事業が進まない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染活動をより加速し、また実効が上がることを目的とした、除染関係ガイドライン（環境省）、廃棄物ガイドライン（環境省）等、放射性物質処理に係るガイドラインの見直し改定の実施と、これによる補助金の弾力的な運用 仮置き場における、より放射能遮蔽効果の高い保管方法の必要性について、住民も理解が得られるように各自治体による（地域を特定した）除染トライアル活動の推進
21	ICT を活用した街づくり等	<ul style="list-style-type: none"> 人的リソース不足の問題 各自治体は復旧・復興に向けた様々な政策を展開しているが、衣食住、がれき処理、道路復興、など身近に直面している問題への対処が優先され、街づくりや産業復興など、将来を展望した施策の計画立案は、やむを得ず後回しになっているように見受けられる。 ICT を活用した基盤づくりや再生可能エネルギーを活用した街づくり、産業づくりなどは、技術的にも高度なものであり、施策の全体像および個別プロジェクトの設計、事業推進等を自治体のリソースだけで行うのは非常に難しく、制度への対応を断念せざるを得ない自治体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会インフラとしてのICTや再生可能なエネルギーを活用した街、産業づくりを実現するためのコンサルタント、すなわち街づくりコンサルチームを官民共同で設置し、自治体と企業の間には、街づくり計画の立案、補助金申請、プロジェクト実行等のコンサルタント業務の実施
22	ICT を活用した住民サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> 全国に分散する住民へ専用アプリをインストールしたタブレット端末を配布し、町からのお知らせを配信するほか、生活再建等の相談への応答、町の復興に対する声の収集 自由に情報交換できる SNS サイトを構築 タブレット端末に搭載された TV 電話機能を利用し、住民通しが気軽に会話できる環境を再生。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金の交付対象がハード事業中心に限定的。ソフト事業にも交付される復興調整費は 50 億円と少ない。両者とも、公募時期の事前周知が無く、且つ公募開始から締切りまでの期間が短く、しかも各自治体の復興計画等の取纏め時期を考慮していないため、補助金活用の機会を喪失していることが多いと想定。 両者とも地方の負担分は交付税加算により全額手当てされ実質ゼロとなっているが、地方負担分を先に支出する各自治体は財源面の手当てを行う必要があり、申請に踏み切れなかった場合も多いと想定。 各省庁の個別支援施策ではランニングコストは補助金の対象外のためシステムの継続利用のための財源確保が悩みの種で、案件が立ち上がらないケースが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の使途は、自治体ニーズに合わせることを原則とする。 事前に公募開始の時期を周知し、各自治体の復興計画等の取纏め時期を考慮する。 地方負担分を後で国が補填するのではなく、当初より全額負担とすることが望ましいが、金額規模感等からして国の補填が一度に取り揃えられない場合は、時期をずらした対応など、いったん地方が負担せねばならない負荷を避ける運用を検討する。 事業を継続する上で必要となるランニング費用を特例期間を設け、補助金対象とする措置が必要。
23	ICT を活用した復旧・復興事業 <ul style="list-style-type: none"> 被災地において、エネルギー、農業、ヘルスケア、災害対策、地域コミュニティなど、様々な分野で ICT を活用したシステムを導入することにより、復旧・復興を加速。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT は社会インフラとして、復興や経済成長に重要な役割を果たすツール。 ICT を活用するためには、ハードウェア設置などシステム構築により発生する初期投資に加え、運用、保守に必要な経費、また、クラウドサービスの導入では、初年度以降の長期間にわたり発生する費用の手当てが必要となる。現行の予算制度、特に補正予算は、一部基金化されているものを除いて、単年度主義が原則であり、初期投資としてのシステム構築までは可能であるが、運用、保守費用やクラウドサービスの導入等、複数年度にまたがる費用については認められていない。そのため、自治体自らの費用で対応せざるを得なくなり、次年度以降の予算の目処が立たない自治体は、計画そのものを断念してしまうケースが見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の予算を活用してICTシステムの導入を推進するため、初期導入費用に加え、複数年間にわたり発生する運用、保守、クラウドサービス導入費用等の必要経費の計上を認めるようなスキーム作りを期待。

	事業概要	課題	求められる対応策
24	健康・生活アセスメントによる被災者包括ケア ・地域住民に必要な支援サービスを提供するため、在宅被災世帯の全戸訪問調査を実施。 ・孤立・孤独を防ぎ、コミュニティ再生支援によりこころのケアをサポート。	・行政・医療・介護・ボランティアが保有する情報を、関係者で適切に共有することにより、支援サービスを効果的に提供できる。しかし現状では個人情報保護条例により、直接的な情報のやり取りが阻害され、結果として提供できるサービスが限られたり、遅延が生じたりしている。	・大規模災害時の個人情報取扱いに関する全国統一基準指針の、政府による策定 ・大規模災害時に、行政や民間等複数の支援団体による（個人情報を含めた）情報共有を可能とする迅速かつ柔軟な対応
25	スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業 災害公営住宅の整備	・スマートコミュニティ・マスタープラン作成において、事業主体である行政と民間企業との情報の共有が難しい。復興に関する災害公営住宅や集団移転に関する情報が必要となる中、行政側としても情報は持っているが公開された情報で無い場合、共同提案者等の民間企業に伝える事ができない。結果としてマスタープランの策定が民間企業が独自に提案したプランに沿って進み、実際の復興計画とは連動しなくなってしまうのではと危惧。 ・災害公営住宅に照明や電力確保の機能を持たせ、一時的な避難所としての役割を果たすとの考えのもとで、災害公営住宅に太陽光発電（以降PV）や蓄電池（以降LiB）を設置する事について、国交省からは認められているが、標準建築費＋特別加算の予算の枠内であれば行政判断で設置可能とされている。しかし、復興エリアでは施工単価の上昇が発生しており、標準建築費＋特別加算の額を超えてしまう事も今後予想され、県・市町村も非常に不安を感じている。このような状況下、PVやLiBを設置する事を条件に災害公営住宅の入札公募を行った場合、応札する業者が無く、災害公営住宅の建設が遅れてしまったり、PVやLiBを搭載しない災害公営住宅を建築するしかない事が想定される。	・情報の共有等官民の連携強化 ・今後、復興エリアにおいては復興需要等による駆け込み需要の影響を踏まえ、標準建築費や特別加算の見直しを現地の状況を踏まえた上で、もう少し短い期間で行う。また特別加算の項目に新しくPV・LiB向けの工事費を追加し、その他特別工事費と分ける。
26	再生可能エネルギーを活用した持続可能未来都市 ・再生可能エネルギー（バイオマス発電）の導入拡大、関連産業の集積・育成、スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進 等	・再生可能エネルギーの利用や自前の電源による一定のエネルギー自立などの検討に於いては、既送配電網の利用、一般家庭を含む低圧需要家への供給、自由低圧領域の電力託送制度、地域一括の高圧受電など現行の規制では実現できない項目が多い。	・復興の街づくりではスマートコミュニティの要件(エネルギー使用の抜本的低減、地域分散電源によるエネルギーの地産地消やエネルギーの一定の自立など)を実現した国の先駆モデルとする必要。 ・規制改革事項は、特例としてガイドラインを定め復興検討に活用。
27	スマートコミュニティの実現	・復興関連の補助金が各省庁より出ているが、省庁により解釈（範囲等）が違うため、実際に活用する場合に、実現したい内容の全てをカバーできない問題が見受けられる。 ・例えば、市町村庁舎を防災拠点にする場合、太陽光発電設備＋蓄電池＋自家発電設備の組み合わせが考えられるが、太陽光発電設備＋蓄電池には環境省の補助はあるが経産省はなく、自家発電設備には経産省の補助はあるが環境省はない。	・全省庁横断的な各補助事業の活用しやすいスキームの導入

3. 産業復興

(1) 共通			
	事業概要	課題	求められる対応策
1	医薬品卸売業 (津波で県内2支店が流出、一時内陸支店の仮設事務所で対応、得意先サービスの向上と震災地域の早期復興のため新支店を建築。)	・被災地の復興計画が未定のため現地再建出来ず、代替地を借りて建物を新築。 ・新支店においてパート従業員を募集したが、集まらない。 ・支店建築において労働者や宿泊施設の不足により労務費が高騰、建築費がかさむ。	・被災地域へ進出・再建する企業に対する財政的な援助・土地の提供 ・従業員確保への支援

	事業概要	課題	求められる対応策
2	水産加工品製造 (津波で被災、同県内で移転し新工場を再建)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地において、新規建設用地の確保が出来なかったため移転。 震災前に比べ製造能力を増強したが予定していた新規雇用数を確保できず 仮設住居の不足による避難した住民の帰還の遅れ、家族の生活拠点移転に伴うパート従業員の退職等 失業給付受給者を雇用しても定着しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の確保 失業給付の適正化
3	食品製造	<ul style="list-style-type: none"> 県が検討している防潮堤工事について詳細がなかなか決まらない。 現在使用しているプライベートバースの使用が今後可能なか不安。 	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤工事計画の早期確定と負担軽減
4	輸送用機械製造	<ul style="list-style-type: none"> 増産対応のため求人を増やしたが現時点で予定採用数の6割強しか集まらず 人件費の高騰もあり、地場企業が必要雇用数を確保できなければ、最終的に地元産業の崩壊を招くことを懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の確保 失業給付の適正化
5	IT機器のテクニカルサポート等	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施にあたっては、正社員だけでなく一定規模のアルバイト社員を雇用し、業務を行うが、震災後、要員(特にアルバイト社員)の確保が困難。 この状況が続けば、止むを得ず他の地区へ業務を移管せざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 要員を確保することが困難な状態。
6	エレクトロニクス関連部材の開発・製造	<ul style="list-style-type: none"> 約200名の増員を計画しているが、十分な数の人材が集まりにくく、事業の立上げに影響が出る可能性。 工場内の汚染土壌の処置が不明確、産廃業者が引き取らずやむなく場内保管、工場内敷地スペースの活用で支障。 復興企業立地補助金は雇用増員の10年間の維持が要件。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者への賃金支払いの補填 産廃業者による汚染ガレキ・土壌の処理加速化 増員維持の5～6年先を見据えた市場状況の変化による柔軟化
7	パルプ・紙・紙加工製品製造 (地震・津波で壊滅的被害を受けた工場の復興、再生事業として新工場建設、開業済み)	<ul style="list-style-type: none"> 同じ被災地でも内陸部の経済活動は比較的早く回復しつつあるが、沿岸部、特にユーザーである地場産業の漁業、水産加工業の回復は遅れている。 新工場の能力がフルに活かされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府には、被災地に対する現場感覚を持ち、一層のスピード感を伴った対応を期待。
8	太陽光発電事業	<ul style="list-style-type: none"> 復興交付金対象事業については40事業に限定されている為、復興基本方針に合致しているものであっても交付金を活用できない事業がある。 震災前に課税される固定資産税と同額を課税された場合に事業実現の障壁に。 復興交付金と各省庁による補助金を活用する場合、窓口が分かれており対応複雑。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方自治体が復興に資する事業だと判断した場合には交付金の対象に。 復興特区法内で復興に資する事業の固定資産税減免、課税標準の引き下げ等 復興の円滑かつ迅速な推進をする為、権限を復興庁にさらに集中、また各地方自治体においても相談できる窓口を一元化し各部署の役割分担をより明確にする。
9	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の復興特区計画や各種復興関連プロジェクトに対する相談業務、金融支援 企業の震災復興事業等への投融資業務の実施 被災自治体でのPFI事業のニーズ調査、プロジェクト誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の震災復興をスピード感を持って計画的に推進するためには、復興庁と復興局の体制強化が必要。 復興特区での企業の復興関連投資を促進していくためにも「復興特区利子補給制度」の弾力的な運用が必要。 被災自治体のマンパワー不足は否めず、復興計画実行のためには、自治体側の体制を補完していくことが肝要。 	<ul style="list-style-type: none"> 復興庁、各復興局の人的体制の強化、本庁と各復興局の意思疎通と情報共有 各復興局等による被災自治体への人的支援ときめ細かなサポート体制 復興庁と民間企業との意見交換、情報流通の促進
10	自治体復興協働プロジェクト協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> 震災後、各省庁が矢継ぎ早に各種補助・助成・減免などの復興支援制度を創設したが、利用条件が被災地の現状に即していない制度が散見され、結果的に申込自体を見合わせる企業が多数生じることとなった。 例) 地盤沈下が生じた地域の企業に対する補助金制度で、嵩上げの目処が全く立っていない状況であるにも関わらず、2011年度中の着工(契約書締結)が制度利用の条件となっている。嵩上げや高台移転に関しても、国・自治体の方針決定・不動産評価に時間を要した結果、当初は復興に向け一体であった住民・地権者・事業者に微妙な温度差が生じ、地域によっては産業復興計画等に関する合意形成が困難な状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 「復旧から復興へフェーズが変化」と言われているが、現地ではその実感は無い。 復興支援には、今まで以上のスピード感と弾力的な対応が必要。 復興交付金の被災自治体の裁量による地域の実状に合致した弾力的な活用許容 税制上の特例を復興特区内の全業種を対象化、適用対象地域も地番まで特定させるのではなく、県単位、市町村単位といったエリアで設定を可能に。 各自治体が有する工業団地、県有地などの一層の価値向上のため、道路建設計画の加速及び利便性の高いインターチェンジ建設、工業用水の整備・延伸等が必要。

	事業概要	課題	求められる対応策
11	電気事業 (発電用燃料である石炭の輸入港として福島県小名浜港を利用)	<ul style="list-style-type: none"> 震災により小名浜港が大きく被災し荷役効率が低下。滞船状況が悪化。 国際的に船型の大型化が進む中、小名浜港は水深が浅いため、ケーブサイズの大型船が入港できない。近隣諸国では大型船の利用による輸送コスト削減は常態化しており、本邦とのコスト格差により産業の国際競争力を低下。大型船が活用できないことは遠隔地からの輸入を経済的に見合わないものとしており、わが国のエネルギーセキュリティという観点からも問題。 	<ul style="list-style-type: none"> 小名浜港は国土交通省により国際バルク戦略港湾に選定。 小名浜港東港地区の強靱な耐震性および大水深岸壁を具備する港湾インフラ整備が必要。
12	化学工業 (被災化学工場・事務所を新設予定。)	<ul style="list-style-type: none"> これまでリサイクル使用していたある原料について、リサイクル業者が放射能汚染のおそれを理由に引き取りおよびリサイクル処理を拒否。 排出産業廃棄物を処理業者が放射能汚染のおそれを理由に処理を拒否、処理の見通し立たず。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に加え、産業廃棄物等についても、国が方向性を示し、処理を推進。
13	化学プラント (地震・津波発生の際、事業所内の危険物、高圧ガス設備の冷却機能が失われる事が懸念されるため、ディーゼル駆動空冷式冷凍機の設置等を検討。津波浸水によるタンクの浮き上がりを防止するため、タンクヤード周辺に防潮堤の設置を検討。)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施には相当額の資金を要する見込みである一方、これにより期待収益は望めない投資となることから企業にとっては大きな負担。 	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産への特別償却、特別税額控除に加え国庫補助を選択肢として追加。
(2) 水産業・水産加工業			
1	水産加工団地 (水産加工業の集積による共同事業化をめざす団地組合構想。独自再開の目途が立っていない事業者の為に仮設加工場を設置、嵩上げ造成完了後に工場建設・組合員の事業開始、給排水、販売、魚類残滓処理等の共同事業化、同団地区域への外部事業者誘致活動等)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の冠水した土地の嵩上げ造成の解決策ないままに建物応急修繕策が先行し、一方行政による建築制限により補助金が確保されても使えない状況により、事業再開が著しく遅延。 復興特区交付金申請の内容・手続き、中小企業グループ補助金の制度と運用等について組合事業を検討する時期やニーズとのミスマッチがあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 各行政における復興ビジョン・復興計画と個別施策のミスマッチを解消すべく短期的施策と長期に亘るビジョン・政策のバランスを考えた説明が必要。 復興庁に事業者目線に立ったより適切なワンストップ対応を期待。 復興計画の選択と集中によりスピード感を持って1つでも具体的な成功モデルを作り、それを横展開してゆくことが大切。
2	ウニ、アワビ漁場の回復、拡大を目指した藻場の造成と資源管理型の漁場形成	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境再生に漁業者が自ら取り組み、包括的かつ十分に計画、造成、管理するための予算の仕組みがない。 個別の補助事業を活用すると一括ではないため数百万円規模の予算管理に忙殺。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業予算の再編、複数予算による一括事業実施などを希望。
(3) 農業			
1	植物工場の建設・運営、事業化支援 (自然エネルギーを最大限利用した植物工場の実証実験、事業展開に向けた取り組みの支援、具体的な事業継続に向けた販売先等のマーケティング調査等)	<ul style="list-style-type: none"> 津波被害地区の土地利用についての合意形成がほとんど進んでおらず、事業計画策定が困難、事業計画を作成しても、復旧・復興、土地交換(津波被害地の行政による買い上げなどを含む)などの手続き実施のめどが立たない。 被災農地に、新たに植物工場等の施設園芸団地を形成する場合には、震災前農地に投入していた圃場整備事業の計画変更、中山間地農業直接支払いのための農業計画の変更等を行う必要があり、これには津波被害や避難等で行方不明となっている地権者を含めた、農地所有者の合意が必要。 上記手続きを経ずに施設を建設する場合には、補助金交付の目的外利用として補助金還付などが必要であり、全財産を失った地権者には受け入れられない。 被災農家が復興のための農業施設を国補助で再建する場合には、計画申請のために5軒以上の農家による申請が必要であり、しかも一定割合の自己負担が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画を早急に確定し、復興に向けた産業施設(農業を含む)の立地ができるのかを明確化。 震災前に交付した補助金で建設した資産・財産が残っている状態で、新たにこれらを利用せず復興事業を行うことは、資産価値のある補助金施設を廃棄することになり、補助金返還請求の事項にあたりとされるが、半壊等で資産価値が未だ残っている農業施設(例えば、補助金で整備した農業水路が一部だけ残っているなど)については、残された農家や新たに農業を立ち上げることを条件に、その資産価値を放棄することにより補助金返還等を行わないことを認めてほしい。 補助金申請要件を大幅に緩和し、地区の農業復興という大方針の下であれば、1軒の農家でもあるいは新たに農業を始めようとする人でも申請が可能に。 自己資金として無担保でスーパーL資金なみの特別融資を受けられるように。

	事業概要	課題	求められる対応策
2	農業用排水機場の災害本復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事への主任技術者の配置について、国土交通省より被災地における専任要件の緩和が通知されているが、排水機場における機械設備の復旧工事に適用できるケースは少なく、復旧工事を積極的に請け負おうとする企業の負担になる。 （国土交通省の通知では「工作物に一体性又は連続性が認められる」ケースや「工事現場の相互の間隔が5 km程度」のケースに緩和措置が適用されるが、別個に発注される排水機場の工作物に一体性や連続性があることはなく、また、自社製品の修理案件では現場の場所を選ばずに積極的に請け負うことが求められる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の配置要件の緩和 （工場持ち込みによる修理案件においては、修理部品の製作期間や工場への持ち込み修理期間が長く、工事現場が稼動していない期間が長い。工作物の一体性・連続性や工事現場相互の間隔に関わらず、工事現場が稼動していない期間の調整により、主任技術者が複数の建設工事を管理できるように緩和されれば、請け負うことができる工事の件数を増やすことができ復旧推進に貢献可能。）
3	国産プロイラーの生産・製造・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・委託農家の農場が利用していた市営の堆肥センターが津波で被災し、その復旧再開が未定の為、鶏糞処理に苦慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営の堆肥センターの復旧再開等自治体の早期対応
(4) 商工業			
1	浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国内初の浮体式洋上風力発電所であり為各種許認可及び申請手続きが不明確。 ・各種許認可の相談窓口も多岐にわたり、事前協議に多大の労力を要する。 ・周辺港湾等のインフラ整備が必要となり多額の資金が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浮体式洋上風力発電所建設を想定した各法令の整備（但し、必要最低限の規制に留め洋上風力の普及を促すような整備）を要望、各関係省庁の連携をより一層強化し、相談窓口を一本化するなど、関係各所との調整機能を果たす窓口の設立を要望。 ・漁業権、漁業関係者との調整、公用水面利用の政府としてのルール作りを要望。 ・産業復興の為の復興交付金の活用を要望。
2	太陽光発電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、被災地（特に津波の被害を受けた沿岸部）での事業には地震・津波保険が付保されない。 ・当該事業への出資や金融機関からの借入れが難しく事業の実現が非常に困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による損害保険会社に対する再保険の引受 ・政府による保険料の一部補助（震災によるプレミアムを政府が補助） ・政府による地震津波リスクに対する保証制度の創設
3	太陽光発電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸被災地に対して、地震・津波保険が付与されない状況が続いている。 ・着工時期を明確に打ち出せないため、初年度の有利な固定買取制度の価格適用がされないという問題が生じることが予想。 ・太陽光発電所に使う農地については、土地改良事業で行う場合、手続きに時間がかかる、その作業が終るまで、着工にできず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損保会社に代わって、被災沿岸部に対しては、市の復興計画に沿った防潮堤が出来るまで（3～5年間）、国が低利の地震・津波保険を付保する。 ・沿岸被災地には有効期間の延長措置を採用。 ・土地改良事業等の手続きの簡素・迅速化
4	輸送用機械部品製造 （次世代材料や革新製造法に対応した新生産設備への投資と現在稼働中の生産設備の増強、補助金を活用し推進予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興企業立地補助金の対策事業として認定されたが20%が保留中。 ・中小企業等グループ補助金で、グループを形成する1社が県外であったため、その1社は該当ならなかった。 ・事業が終了していても実際の支払（キャッシュアウト）がなければ補助金が支給されない。支払いについてはファイナンス会社にファクタリング、手形化などの方法で委託されており、事業遂行終了と支払日にずれが生じ、補助金の入金が遅れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の補助金を全額支給。 ・県毎との認定にこだわらず、実態を踏まえた判断を要望。 ・支払の契約書・通知書の発行で補助金入金の手続きができるよう変更を要望。
5	化学品製造工場の建設（増設を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・復興企業立地支援事業の採択を受けたが補助金の20%が留保され、計画の一部見直しを余儀なくされている。 ・除染作業が遅々として進まず、社員の震災前の生活環境の確保が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的資金支援計画の見直し ・有効な除染方法の確立と除染作業の推進
6	金融	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年度にあった利子補給の支援が今年度はない。1年のみの支援では足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現に雇用を維持している既存の企業の事業継続のための支援拡充
7	被災木等の活用 （津波被害にあった被災木を原材料として調達し、家具に加工、「復興合板家具」として販売。）	<ul style="list-style-type: none"> ・「被災地産」に対しての誤った風評により、支援（「買って応援」）を検討中の官公庁・企業・消費者も踏み切れないことがある。 ・供給側（被災した林業関係）への支援はもちろんのこと、需要側（使用する官公庁・企業・一般消費者）へのインセンティブがあれば利用拡大が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線風評に対して、現地実情に合った啓蒙対策が必要。 ・需要側へのインセンティブを付与。

以上